

令和2年度第10回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月19日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時45分
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 16
欠 席 総 数 2

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	出席
4	新久保 克己	欠席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	欠席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか5名

傍聴人:なし

令和2年度第10回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第10回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号9番の下田敏純委員と、議席番号10番の石田安男委員のご両名を指名します。よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、1,374㎡、

位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南東へ約1.2kmに位置する、農業振興地域内の農用地でございます。申請理由は、譲渡人の要望に、譲受人が応じたもので、申請地は、利用権設定により、譲受人が耕作されていた農地でございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、キャベツや白菜等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、67㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南西へ約900mに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、袋地になっている自己所有農地に隣接している申請地を取得するもので、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、トマトやキュウリ等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、535㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から、東へ約1.1kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており、農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の事務所から、XXXXXXXXXXに位置しており、譲受後は、茄子等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

次に、総会議案書2ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、5,547㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14、15ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約300mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の事務所から、XXXXXXXXXXに位置しており、譲受後はミニトマトやイチゴ等をハウス栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

次に2ページに戻りまして、5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、畑2筆で、合計面積は、8,108㎡、位置図は16ページから20ページ、公図は、21ページから24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約1kmから1.2kmに位置する農地で、〇〇番は、農業振興地域内白地の農地で、残りの4筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、農業後継者である息子に、自己所有農地の一部を贈与するものでございます。

申請地1筆は、譲受人の自宅から近く、残りの4筆は、約1km以内に位置しており、譲受後は、水稻や菊、レタス等の野菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、合計面積は、316㎡、位置図は25、26ページ、公図は、27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約4.2kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、畑として管理し、大根やトマト等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番と2番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。1番の案件ですが、1月12日に農業委員2名、事務局職員

2名で現地を確認しました。事務局より説明がありましたが、譲渡人の要望に譲受人が応じたもので、申請地は、利用権設定により譲受人が耕作していた農地です。譲受人は娘夫婦とほぼ毎日耕作をしており、農作業に必要な農機具も所有しています。譲り受け後も野菜を中心に営農を継続する予定です。

続きまして2番の案件です。1月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、袋地になっている自己所有農地に隣接している申請地を取得するものです。譲受後は、トマトやキュウリ等の野菜を家族で栽培する予定とのことですので、よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から、東へ約1.1kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住し農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じるものでございます。

申請地は譲受人のハウスに隣接する土地で、譲受後は、レタス、茄子等の野菜を栽培する予定でございます。譲受人は先進的な施設栽培を行っている法人で、今後の経営発展が期待できます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号9番、下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

9番の下田です。1月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲受人はハウス栽培を内日で大規模に行っている法人です。譲受後はミニトマトやイチゴを栽培する予定です。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号13番、坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

13番の坂田です。1月13日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。親子間による贈与です。よく手入れ管理されている農地です。息子さんも専業で本気で農業に取り組んでいる方です。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

阪田実委員

2番の坂田です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。譲受人は仕事を辞めて農業に専念しています。自宅に隣接する農地です。特に問題はないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書28ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、30、31ページ、公図は32ページで、土地利用計画図は33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から、南西へ約880mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、農家住宅でございます。申請理由につきましては、現在居住している実家が手狭になったことから、実家からも近くに位置している申請地に農

家住宅の建築を計画したものでございます。

一体利用地は、市道占用部分のみで、道路占用許可指令書が添付されており、確保は確実で、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、農地はございますが、●●番●の一部には、既存のブロック塀が設置されており、▲▲番▲内は造成して法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水は、道路側溝及び隣接地に放流されますが、各土地所有者は、表面雨水の放流について承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は追認案件で、1年前から申請地の一部に砂利を敷き、貸駐車場として利用されていたもので、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書29ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、34、35ページ、公図は36ページで、土地利用計画図は37ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、北西へ約1.2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第二種農地」となりません。転用目的は農家住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、住宅への進入路が無いことから通路を整備するもので、合わせて残地の法面の補強を目的に、擁壁及びブロック塀を設置するものでございます。

一体利用地は、自己所有地のみで、現在、山林化している部分につきましては、今後は、山林として維持管理する計画となっております。

また、全体面積が、1,020.96㎡でございますが、擁壁部分を除く有効宅地面積は、1,000㎡を超えていないことから、土地利用計画からみて適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地は孤立した農地であり、汚水は合併浄化槽で処理され雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は追認案件で、申請地の一部は昭和50年以前に通路が整備され、擁壁等も設置されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

29ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、38、39ページ、公図は40ページで、土地利

用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から、東へ約6.8kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、個人美術館の来館者専用駐車場でございます。

申請理由につきましては、個人美術館の開設にあたり、来館者用の駐車場整備を計画したもので、美術館建物の前にはスペースはございますが、進入路が狭く、静かさが求められる美術館の性質上、美術館前では適地ではないとの判断に至り、この度の申請地が選定されたものでございます。

一体利用地は市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実に土地利用計画からみて適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、申請地内を造成し法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、西側の自己所有地内にある既存の農業用排水路をとおり、河川に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。1月12日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。

事務局説明のとおり、農家住宅を建てるものです。申請地周辺には、農地はございますが、ブロック塀等が設置されており、周辺農地への影響はなく、雨水は、自然流水で道路側溝及び隣接地に、汚水など生活排水は公共下水道で処理されるため何ら問題ないと思います。

よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。

申請地は小高い土地にある第2種農地です。農家住宅に隣接する農地ですが荒廃しておりました。その農地の一部が住宅への進入路として活用されておりました。崖崩れを防ぐ目的で擁壁等も設置されておりましたが、当時の土地所有者は既に他界しておられます。かなり以前の昭和50年頃に農地法の許可なく整備されており、始末書が提出されておられます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号15番、山田正信委員、報告をお願いします。

山田正信委員

15番の山田です。1月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。

申請内容は事務局から説明があったとおりです。申請地は現在良く管理されている農地ではございますが、申請者は実家の納屋を活用して個人の美術館を開設し、実家の前の申請地を来館者用の駐車場として整備をおこなうものです。

汚水はなく雨水は既存の用排水路をとおり、河川に放流されることから、何ら問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、いずれも「許可」といたします。

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書42ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は44、45ページ、公図は46ページ、土地利用計画図は47ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北西へ約4.5kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和2年度第5回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和2年12月1日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更になったことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、農業用倉庫でございます。

申請理由につきましては、耕作に必要な農機具の一部を、組合員から借り受け、同組合員所有の倉庫に保管しているが、効率的な営農を図る為、既存の農業用倉庫に接地している申請地を選定し、新たな農業用倉庫の建設を計画したもので、各貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。一体利用地は、借受人である農事組合法人が借り受け、既に農業用倉庫が建設されております。

土地利用計画では、申請地の一部に、作業場を整備する計画となっておりますが、肥料等の積み替えスペースや農機具の屋外整備場として利用するもので、計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には一部農地はございますが、水路や市道で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書43ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は48、49ページ、公図は50ページ、土地利用計画図は51ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ約1.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在の借家が手狭になったことから、自己用住宅の

建設用地を探していたところ、職場への通勤、子供の学区の面で都合の良い申請地を選定し、この度の申請に至ったもので、高齢により耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はありますが、擁壁及びブロック塀を設置する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、改修予定の道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

43ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は52、53ページ、公図は54ページ、土地利用計画図は55ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約4.2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第一種農地」で、申請地は、議案第1号の番号6番にてご審議いただいた、西側に隣接している農地2筆でございます。

転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由は、現在借家住まいの譲受人が、子供の成長に伴い自己用住宅の建築を計画し、農業後継者として農地を管理していくため、父親所有の農地及び実家の近くに位置している申請地を選定したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分の一部と市道加工部分で、担当課の受付印が押印された、法定外公共物用途廃止申請書が提出されており、売払申請者である譲渡人は、譲受人に譲渡することを確約しています。また、道路工事施行承認申請書も合わせて提出されていることから、確保は確実だと判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地の一部に隣接した農地はありますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、一部の雨水とともに南西側の農業用排水路に放流されますが、取水者には説明がなされております。

また、一部の表面雨水は、南東側の農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住

宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号13番、坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

13番の坂田です。1月13日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。

事務局説明のとおりで、農業用倉庫の建設を計画したものです。

土地利用計画のとおり、隣接する農地についてもきちんと進入できるスペースが確保されており、雨水についても農業用排水路に放流され、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、2番と3番の案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

阪田実委員

2番の阪田です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。先ず2番の案件です。

申請理由等につきましては、先程の事務局の説明どおりです。自己用住宅の建築用地として、当該申請地を選定し、この度の申請に至ったもので、高齢により耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。何ら問題はないと思っておりますので、よろしくご審議の程お願い致します。

続きまして3番の案件についてですが、本来は自己所有地に家を建てたかったのですが、農業振興地域内の農地で転用基準に合わなかったことから叶わず、この度の転用になったものでございます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑は、ございませんか。

なければ質疑を打ち切り採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る案件について「許可」といたします。

なお、1番と3番については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

次に日程第4「議案第4号現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第4号現況確認について、ご説明いたします。

総会議案書56ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、1,067㎡で、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から西へ約450mに位置する土地でございます。

令和3年1月12日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

56ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田1筆、面積は、790㎡で、申請地の位置図は60、61ページ、公図は62ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所宇賀支所から、北東へ約3.8kmに位置する土地でございます。

令和3年1月12日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

56ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、685㎡で、申請地の位置図は63、64ページ、公図は65ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から、北東へ約1.7kmに位置する土地でございます。

令和3年1月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

56ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田2筆、合計面積は、1,066㎡で、申請地の位置図は66、67ページ、公図は68ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から、北東へ約1.7kmに位置する土地でございます。

令和3年1月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載しておりますが、申請地の一部には、梅の木、柿の木等が植樹されており、申請地の大部分は雑草等で、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。1月12日に農業委員2名、事務局職員2名、農地利用最適化推進委員1名で現地を確認しました。

事務局説明のとおり、昭和50年頃から耕作が行われてなく、用水路もなく、雑木等が茂っており、農地への復旧は困難で非農地と判断致しました。

よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。1月12日に農業委員2名、事務局職員1名、農地利用最適化推進委員1名で現地を確認しました。

イノシシやシカが多いところで、34年以上も耕作をしておらず、雑木が繁茂しており、とても人間も分け入ることの出来ないような場所です。従いまして、非農地と判断いたしました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名、農地利用最適化推進委員1名で現地を確認しました。

済生会病院の近くです。昭和57年以前から耕作がされておらず雑木等が繁茂しておりました。全員一致で非農地と確認致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、4番の案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

阪田実委員

2番の阪田です。1月7日に農業委員2名、事務局職員2名、農地利用最適化推進委員1名で現地を確認しました。

果樹が植えられておりました。枯れたものもあり、下草も生えてはおりましたが、農地への復旧は可能と思われ、農地と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、報告のありました1番から3番については「非農地」、また4番については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

次に日程第5「議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

総会議案書69ページをご覧ください。

この案件は、申請者が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるために、適格者であることの証明を行うものでございます。申請者、被相続人及び土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、4筆が畑、1筆が原野で、現況地目は全て畑となっており、合計面積は、5,215㎡の内4,662.66㎡でございます。

位置図は、70ページ、71ページ、公図は72ページ、73ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所彦島支所から北西へ約2.9kmに位置する市街化区域内にある農地でございます。令和3年1月12日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、農地はいずれも適正に維持管理されており、申請者は相続税納税猶予を受けるための要件である「相続税の申告期日までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者」を満たしていると思われれます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号1番、西野政次委員、報告をお願いします。

西野政次委員

1番の西野です。1月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。

ビニールハウスが建っており、一部でキンギョソウ等の花卉が栽培されておりました。その他の土地も、作付け準備がされており、適正に管理されていると判断致しました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、納税猶予適格者であることを証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり可決されましたので、適格者証明を交付することといたします。

次に、日程第6「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号
■番 ■委員が該当していますので退席をお願いします。

(■委員 退席)

議長（吉本会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明します。総会議案書74ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は75、76ページ、公図は77ページ、土地利用計画図は78ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北へ約2.9kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地で、計画変更の理由は、農家住宅の敷地拡張でございます。

本件は、農用地区域からの除外で重要変更となり、除外後の農地区分は農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号、第2号に該当する「第1種農地」となります。

本件の農地転用時の許可基準は、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当すると判断しております。

また、一体利用地2筆を含む敷地面積が、1,000㎡を超えておりますが、進入路部分及び法面を差し引いた、有効宅地面積は、1,000㎡を超えていない為、計画規模についても適当である判断いたしております。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号13番、坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

13番の坂田です。1月13日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。

農業振興地域整備計画の変更ということですが、以前、申請人の自宅の奥に物置と駐車場を整備したところ進入路が使い難くなったため、隣接する形状の良くない農地を埋め立てて進入路を整備するというものです。事務局説明どおり、面積的に計画規模についても適当である判断いたしています。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決します。

「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に提出することといたします。

（ ■■■委員 自席へ着席 ）

議長（吉本会長）

次に日程第7「議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■■■番、■■■委員が該当していますので退席をお願いします。

（ ■■■委員 退席 ）

議長（吉本会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

総会議案書79ページをお開きください。令和3年2月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、80ページから83ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和3年2月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

（ ■■■委員 自席へ着席 ）

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見決定についてご説明します。

事前送付しておりました、「議案第8号関係資料」をご確認ください。

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定している、「下関市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の見直しについて、農

業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、下関市長より意見を求められたものでございます。

なお、見直しの概要につきましては議案関係資料表紙の裏ページに「基本構想の見直しについて」と題して、箇条書きでまとめているとおりでございます。

見直しの要旨は、農業経営基盤強化促進法の改正による、農用地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合に伴う記載の削除及び文言の修正で、

1点目は、農用地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合されたため、関連する文言、農用地利用集積円滑化事業及び農用地利用集積円滑化団体を削除するものです。

2点目は、文言修正です。農業生産法人が農地所有適格法人に訂正されています。

3点目は、削除に伴う条ずれ等の修正です。

4点目は、「担い手に対する農用地の利用集積目標」を現行70%としているものを、県の目標に倣っておおむね70%に修正したものです。

5点目は、担い手の営農類型について、実情に即して種類及び経営規模や資本装備の見直しを行ったものです。

6点目は、記述内容の「追加・変更」として、県の基本方針に倣って見直したものです。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第8号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見決定について」、原案に賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されましたので、異論がない旨の意見を付して、下関市長へ提出することといたします。

議長（吉本会長）

次に、日程第9「報告第1号」から、日程第17「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

報告いたします。

総会議案書85から89ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、19件ございました。

90ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に

ついて」は、1件ございました。

91から92ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、6件ございました。

93ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により通知を交付いたしました。

94から95ページ、報告第5号「農地造成届について」は3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により受理通知書を交付いたしました。

141ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

142ページ、報告第7号「贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から贈与税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

143から145ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約が12件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

146から159ページ、報告第9号「事業進ちよく状況について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

本年度より権限移譲された後の農業委員会の転用許可分についての進ちよく状況を記載したのになります。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

なお、次回の第11回総会は、令和3年2月16日 火曜日 菊川ふれあい会館 中小ホールで 午前9時30分 から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻10時45分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....